

工業統計調査について

1．調査の目的

我が国工業の実態を把握し、工業に関する施策の基礎的資料を得ることを目的とする。

2．調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される指定統計調査（指定統計第10号）である。

3．調査の期日

平成17年工業統計調査は、平成17年12月31日現在で実施し、平成17年1月1日から平成17年12月31日までの1年間の実績について調査した。

4．調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類F - 製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）を対象とするが、特定の年次（西暦末尾1,2,4,6,7,9年）においては、従業者3人以下の事業所は調査の対象から除外している。ただし、昭和56年から平成13年調査までは、従業者3人以下の事業所のうち特定業種に該当する事業所は、特定の年次であっても調査の対象としている。

5．調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業統計調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業統計調査票乙」を用い、調査員が調査票を対象事業所（申告義務者）に配布して、事業所自ら記入申告する方法（自計方式）により調査を行った。

6．集計項目の説明

- (1) 事業所及び従業者数は、それぞれ平成17年12月31日現在の数値である。
- (2) 従業者数は、常用労働者数と個人事業主及び家族従業者数との合計である。
- (3) 現金給与総額は、平成17年1年間に、常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額（常用労働者に対する退職金及び解雇予告手当及び臨時・日雇労働者に対する諸給与等）の総計である。
- (4) 原材料使用額等は、平成17年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の総額であり、消費税額を含んだ額である。
- (5) 製造品出荷額等は、平成17年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額並びにその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税を含んだ額である。
製造品出荷額は、事業所の所有に属する原材料によって製造された製品をその事業所から出荷した場合に、それらの製品の工場出荷価額によったものであり、同一企業に属する他の事業所への引渡しを含んでいる。
- (6) 在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額で計算されたものである。
- (7) 内国消費税とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税である。

工業統計調査結果の利用にあたって

1. 調査日現在において、製造・加工又は修理を行っていない本社・本店、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は集計には含まれない。
2. 産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類によっているが、表中の産業名は次のとおり略している。

産業中分類名	略称	重化学工業 ・軽工業の区分
09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く） 12 衣服・その他の繊維製品製造業 13 木材・木製品製造業（家具を除く） 14 家具・装備品製造業 15 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 印刷・同関連業	食 料 品 飲 料 ・ 飼 料 繊 維 衣 服 木 材 家 具 パ ル プ ・ 紙 印 刷	軽 工 業
17 化学工業 18 石油製品・石炭製品製造業	化 学 石 油 ・ 石 炭	重 化 学 工 業 （ 化 学 工 業 ）
19 プラスチック製品製造業	プ ラ ス チ ッ ク	軽 工 業
20 ゴム製品製造業	ゴ ム	重 化 学 工 業 （ 化 学 工 業 ）
21 なめし革・同製品・毛皮製造業 22 窯業・土石製品製造業	な め し か わ 窯 業 ・ 土 石	軽 工 業
23 鉄鋼業 24 非鉄金属製造業 25 金属製品製造業 26 一般機械器具製造業 27 電機機械器具製造業 28 情報通信機械器具製造業 29 電子部品・デバイス製造業 30 輸送用機械器具製造業 31 精密機械器具製造業	鉄 鋼 非 鉄 金 属 金 属 一 般 機 械 電 気 機 械 情 報 通 信 機 械 電 子 部 品 輸 送 機 械 精 密 機 械	重 化 学 工 業 （ 化 学 工 業 ）
32 その他の製造業	そ の 他	軽 工 業

3. この報告書の従業者規模区分は、調査期日（平成17年12月31日）現在の従業者数によった。

4．統計表および解説のなかで使用している主な用語はつぎの算式による。

$$(1) \text{生産額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品・仕掛品年末在庫額} - \text{半製品・仕掛品年初在庫額})$$

$$(2) \text{付加価値額} = \text{生産額} - \text{原材料使用額等} - \text{内国消費税額} - \text{減価償却額}$$

$$(3) \text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - \text{原材料使用額等} - \text{内国消費税額}$$

従業者29人以下の事業所については、減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出した。

$$(4) \text{投資総額} = \text{新規および中古資産の取得額} \\ + (\text{建設仮勘定の増加額} - \text{建設仮勘定の減少額})$$

$$(5) \text{有効生産額} = \text{生産額} - \text{内国消費税額}$$

$$(6) \text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{有効生産額}} \times 100$$

$$(7) \text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{有効生産額}} \times 100$$

$$(8) \text{現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{有効生産額}} \times 100$$

5．統計表中の「-」は該当数値なし（記載すべき事実のないもの）、「0」は四捨五入のための単位未満を表わす。

6．統計表中、事業所数が1又は2の場合は、秘密保持のため、その内容事項を「X」として、その部分の数値を秘匿した。また、3以上の事業所に関するものでも1又は2の事業所の関連で秘匿したものを「X」とした。

7．数字の単位未満は、四捨五入しているので総数と内訳が一致しない場合がある。

8．本書は、本市独自で集計したものであり、別途経済産業省や福岡県から公表される数値とは若干異なることがある。

9 平成14年に日本標準産業分類が改訂され、「新聞業」及び「出版業」は『製造業』から『情報通信業』へ移行し、本調査の対象外となった。平成14年の数値を平成13年の数値と比較する場合、平成13年の公表値を新産業分類に置き換え再計算した数値と比較した。

10．平成17年は全事業所を調査したため、第12表から第15表までは全事業所の数値を集計したものを掲載した。